



熱中症警戒情報等発表時に公の施設の施設利用を 取り止めた場合における還付等の対応について

気候変動の影響により、全国的に年平均気温は上昇傾向にあり、環境省が公表した気候変動影響評価報告書では、年々、熱中症リスクが増加することが予測されています。

本市においても、近年、熱中症による救急搬送者数も増加傾向にあり、市民の健康や生活にも影響を及ぼしています。

今後、本市の公の施設のうち、スポーツ施設等の対象施設において、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症警戒情報等」という。）発表時は、下記の対応とします。

記

1 熱中症警戒情報等発表時における対応

本市の公の施設のうち、対象施設等（別添1：対象施設等一覧表「対象となる室場等欄」参照）について、静岡県に熱中症警戒情報等が発表されている日の利用を、利用者が熱中症リスクを理由として利用時間前に取り止めに申し出た場合、既納の使用料・利用料金を還付する、又は利用にかかるキャンセル料の徴収を行わないこととします。

なお、この対応は、熱中症警戒情報等発表時に市が、スポーツ施設等の利用自粛を要請するものではありません。

2 対象施設

体育館や運動施設（プールを含む）を持つ公の施設

※無料施設及び冷房設備（スポットクーラーを除く）のある施設を除く

※詳細は別添1（対象施設等一覧表）のとおり

3 対応開始日

2025年7月5日（土）から

